

申込先着順による市有地売却手続きの流れ

1 買い受けの申込み（市有地買受申請書の提出）

申込み先着順となります。申込みの際は、「市有地買受申請書」、「誓約書」、「住民票（個人）」、「法人登記簿謄本【全部事項証明書】（法人）」、「印鑑証明書」、「住所地の市区町村税の未納がないことを証明する完納証明書」、を持参または郵送により、財政課管財係へ提出してください。「市有地買受申請書」「誓約書」は、財政課管財係に請求するか、市ホームページからもダウンロードできます。

2 現地説明等

希望により、現地説明を行います。実施日時は、買受申請者と相談のうえ決定します。

3 売買契約の締結

全ての事項をご承知のうえ、原則として、買い受けの申請から概ね1か月以内に契約締結の有無を決定していただきます。

契約を行う場合、契約と同時に契約保証金として契約代金の100分の10以上に相当する額を、別途お渡しする「納付書」により金融機関の窓口にてお支払いいただきます。（契約保証金は代金に充当することができます。）

なお、契約保証金納付後、契約を締結しない場合及び契約締結後、売買代金の全額が期限までに納入されない場合は契約が解除され、納付された契約保証金は市に帰属することとなりますのでご注意ください。

契約書は財政課で用意します。（契約書は、ホームページ等でご確認ください。）

契約書には、実印を押印いただきます。

契約書に貼付する収入印紙は買受者の負担となります。

4 売買代金の納入

売買代金と契約保証金との差額を、市が発行する納入通知書により、原則として契約締結の日から2か月以内にお支払いいただきます。売買代金の納入をもって所有権が移転することとなります。

5 所有権移転登記

売買代金の納入後、市において所有権移転登記を行います。

この際、必要書類として、「住民票（個人）」、「法人登記簿謄本【全部事項証明書】（法人）」、「印鑑証明書」を提出いただきます。また、登録免許税は買受者の負担となります。（登録免許税額は別途お知らせします。）

所有権移転登記が完了しましたら、登記識別情報（従前の登記済証）をお渡しします。

買受者の受領書の提出をもってすべての手続きは完了です。

なお、一連の手続きを通じて、売買にかかる費用は、売買代金（契約保証金）及び契約書に貼付する収入印紙代、登録免許税です。別に不動産取得税、固定資産税・都市計画税等の税金がかかりますのでご承知おきください。